

新	旧
<p>（通信設備）</p> <p>第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇呎以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの</p> <p>(2) 受信のみを目的とするもの</p> <p>二 誘導式通信設備（線路に一〇呎以上の高周波電流を流すことにより発生する誘導電波を使用して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 線路から$\lambda/2\pi$（λは搬送波の波長をメートルで表したものとし、πは円周率とする。）の距離における電界強度が毎メートル一五マイクロボルト以下のもの</p> <p>(2) 誘導式読み書き通信設備（一三・五六呎の周波数の誘導電波を使用して記録媒体の情報を読み書きする設備をいう。以下同じ。）であつて、その設備から三メートルの距離における電界強度が毎メートル五〇〇マイクロボルト以下のもの</p> <p>(3) 誘導式読み書き通信設備であつて、その型式について総務大臣の指</p>	<p>（通信設備）</p> <p>第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇呎以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの</p> <p>(2) 受信のみを目的とするもの</p> <p>二 誘導式通信設備（線路に一〇呎以上の高周波電流を流すことにより発生する誘導電波を使用して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 線路から$\lambda/2\pi$（λは搬送波の波長をメートルで表したものとし、πは円周率とする。）の距離における電界強度が毎メートル一五マイクロボルト以下のもの</p> <p>(2) 誘導式読み書き通信設備（一三・五六呎の周波数の誘導電波を使用して記録媒体の情報を読み書きする設備をいう。以下同じ。）であつて、その設備から三メートルの距離における電界強度が毎メートル五〇〇マイクロボルト以下のもの</p> <p>(3) 誘導式読み書き通信設備であつて、その型式について総務大臣の指</p>

定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

一 一〇㏏から四五〇㏏までの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備

(1)～(3) (略)

二 電気使用者(電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)

第二十四条の二第一号に規定する電気使用者をいう。)の引込口における分電盤から負荷側において二㏏から三〇㏏までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)

(1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備(広帯域電力線搬送通信設備のうち、

屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。)

(2) (1)以外のもの

(備付けを要する書類)

第四十五条の三 法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつてはその常置場所)に備え付けておかなければならない。

一 高周波利用設備の許可状

二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条

第一項の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(免許規則第二十六条第四項(免許規則)第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとする。)

2
2
4 (略)

定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

一 一〇㏏から四五〇㏏までの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備

(1)～(3) (略)

二 屋内において二㏏から三〇㏏までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)

(備付けを要する書類)

第四十五条の三 高周波利用設備の設置者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつてはその常置場所)に備え付けておかなければならない。

一 高周波利用設備の許可状

二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条

第一項の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(免許規則第二十六条第四項(同規則)第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとする。)

2
2
4 (略)

(指定の申請)

第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者(指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者(以下「製造業者等」という。))に限る。)は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 搬送式インターホン

- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観(図面及び写真で示すものとする。)
- (4) 通信路数及び伝送の型式
- (5) 搬送波出力の定格値及び測定値

(6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 搬送波の周波数
- (二) 漏えい電界強度
- (三) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度

二 一般搬送式デジタル伝送装置

- (1) 前号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 搬送波の変調方式
- (3) 搬送波出力又は一〇MHzの帯域幅における搬送波出力(以下「一〇MHzの搬送波出力」という。)の定格値及び測定値
- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

(指定の申請)

第四十六条 第四十四条第一項第二号及び第二項並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者(指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者(以下「製造業者等」という。))に限る。)は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 誘導式読み書き通信設備

- (1) 型式名
 - (2) 接続図
 - (3) 外観(図面及び写真で示すものとする。)
 - (4) 電波の強度に対する安全施設の状況
 - (5) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 搬送波の周波数
 - (二) 漏えい電界強度
 - (三) 高調波及び低調波による高周波出力

二 搬送式インターホン

- (1) 前号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 通信路数及び伝送の型式
- (3) 搬送波出力の定格値及び測定値
- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 前号の(6)の(二)及び(三)に掲げる事項
- (二) 搬送波の周波数（搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲（以下「拡散範囲」という。）とする。）

三 特別搬送式デジタル伝送装置

- (1) 第一号の(1)から(3)まで並びに前号の(2)及び(3)に掲げる事項
- (2) 高周波電流の送信に関する機能
- (3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 第一号の(6)の(二)及び(三)並びに前号の(4)の(二)に掲げる事項
- (二) 最大送信時間

四 広帯域電力線搬送通信設備

- (1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
 - (一) 第二号の(4)の(二)に掲げる事項
 - (二) 伝導妨害波の電流及び電圧
 - (三) 放射妨害波の電界強度
- (3) 屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、その旨

- (一) 前号の(5)の(一)及び(二)に掲げる事項
- (二) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度

三 一般搬送式デジタル伝送装置

- (1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 搬送波の変調方式
- (3) 搬送波出力又は一〇MHzの帯域幅における搬送波出力（以下「一〇MHz幅の搬送波出力」という。）の定格値及び測定値

- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 第一号の(5)の(二)及び前号の(4)の(二)に掲げる事項
- (二) 搬送波の周波数（搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲（以下「拡散範囲」という。）とする。）

四 特別搬送式デジタル伝送装置

- (1) 第一号の(1)から(3)まで並びに前号の(2)及び(3)に掲げる事項
- (2) 高周波電流の送信に関する機能
- (3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
 - (一) 第一号の(5)の(二)、第二号の(4)の(二)及び前号の(4)の(二)に掲げる事項
 - (二) 最大送信時間

五 誘導式読み書き通信設備

- (1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 電波の強度に対する安全施設の状況

(3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 第一号の(6)の(一)及び(二)に掲げる事項
- (二) 高調波及び低調波による高周波出力

六 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
- (2) 外觀及び構造（図面及び写真で示すものとする。）
- (3) 発振の方式
- (4) 振動子の種類及び型名（電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合を除く。）
- (5) 高周波出力の定格値及び測定値
- (6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅

七 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
 - (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 利用周波数及び周波数変動幅
 - (二) スプリアス発射の漏えい電界強度（利用周波数が一三・五五三㎐

五 広帯域電力線搬送通信設備

- (1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 第三号の(4)の(二)に掲げる事項
- (二) 伝導妨害波の電流及び電圧
- (三) 放射妨害波の電界強度

六 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
- (2) 外觀及び構造（図面及び写真で示すものとする。）
- (3) 発振の方式
- (4) 振動子の種類及び型名（電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合を除く。）
- (5) 高周波出力の定格値及び測定値
- (6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅

七 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
 - (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値
- (一) 利用周波数及び周波数変動幅
 - (二) スプリアス発射の漏えい電界強度（利用周波数が一三・五五三㎐

から一三・五六七㎒までの範囲のものに限る。)

(三) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力(利用周波数が一三・五五三㎒から一三・五六七㎒までの範囲のものを除く。)

2 前項の申請書及び添附書類の様式その他申請に関し必要な事項は、総務大臣が告示で定める。

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一 搬送式インターホン

(1) 単一通信路であること。

(2) 伝送の型式が電話(連絡設定を確保するための信号を含む。)であること。

(3) 搬送波出力の定格値が五〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(4) 搬送波の周波数が一〇㎒から四五〇㎒までの範囲にあること。

から一三・五六七㎒までの範囲のものに限る。)

(三) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力(利用周波数が一三・五五三㎒から一三・五六七㎒までの範囲のものを除く。)

2 前項の申請書及び添附書類の様式その他申請に関し必要な事項は、総務大臣が告示で定める。

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一 誘導式読み書き通信設備

(1) 搬送波の周波数が一三・五六㎒であること。

(2) 搬送波の周波数の許容偏差は、百万分の五〇以内であること。

(3) 漏えい電界強度が当該設備から一〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 一三・五五三㎒以上一三・五六七㎒以下の周波数において毎メートル四七・五四ミリボルト

(二) 一三・四一㎒以上一三・五五三㎒未満又は一三・五六七㎒を超え一三・七一㎒以下の周波数において毎メートル一・〇六一ミリボルト

(三) 一三・一一㎒以上一三・四一㎒未満又は一三・七一㎒を超え一四・〇一㎒以下の周波数において毎メートル三一・六マイクロボルト

(四) (一)から(三)までに掲げる周波数以外の周波数(高調波及び低調波に係るものを除く。)において毎メートル一五〇マイクロボルト

(4) 高調波又は低調波による高周波出力は、五〇マイクロワット以下であること。

(5) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度が搬送波出力より四〇デシベル以上低いこと。

(6) 設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 一〇㎐から四五〇㎐までの周波数において毎メートル三〇〇マイクロボルト

(二) 五二六・五㎐から一、六〇六・五㎐までの周波数において毎メートル三〇〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト

(7) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

二 一般搬送式デジタル伝送装置

(1) 搬送波出力は、次のとおりであること。

(一) 搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、一〇㎐幅の搬送出力の定格値が一〇ミリワット以下（拡散範囲が一〇㎐から二〇〇㎐までのものは、三〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における一〇㎐幅の搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(2) 搬送波の周波数が一〇㎐から四五〇㎐までの範囲にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇㎐か

(5) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される六分間平均での電波の強度が、次に掲げる値を超えないよう措置されていること。

(一) 電界強度が毎メートル六〇・七七ボルト
(二) 磁界強度が毎メートル〇・一六アンペア

(6) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

二 搬送式インターホン

(1) 単一通信路であること。

(2) 伝送の型式が電話（連絡設定を確保するための信号を含む。）であること。

ら四五〇㎐までの範囲にあること。

(3) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度は、次のとおりであること。

(一) 搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、スプリアス発射の強度が搬送波出力より四三デシベル以上低いこと。

(二) (一)に規定する搬送波の変調方式以外の変調方式のものは、その設備の出力端子に誘起する高周波電圧（総務大臣が別に告示する測定器によつて測定したものに限り。）が、次に掲げる値以下であること。

ア 四五〇㎐を超え五㎐以下の周波数において五六デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

イ 五㎐を超え三〇㎐以下の周波数において六〇デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

(4) 設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 一〇㎐から四五〇㎐までの周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト（搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、三〇〇マイクロボルト）

(二) 五二六・五㎐から一、六〇六・五㎐までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト

(5) 前号の(7)に掲げる条件

(3) 搬送波出力の定格値が五〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(4) 搬送波の周波数が一〇㎐から四五〇㎐までの範囲にあること。

(5) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度が搬送波出力より四〇デシベル以上低いこと。

(6) 設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離にお

三 特別搬送式デジタル伝送装置

(1) 搬送波出力は、次のとおりであること。

(一) 前号の(1)の(一)に掲げる条件

(二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格

値が一〇〇ミリワット以下（搬送波の周波数が一五㎓又は一三二㎓であり、搬送波の変調方式が位相変調のものは、三五〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(2) 最大送信時間が〇・七秒以下であること。

(3) 次に掲げる高周波電流の送信に関する機能を備えていること。

(一) 送信を行う場合は、二五ミリ秒の間に高周波電流を受信しなかつ

いて次に掲げる値以下であること。

(一) 一〇㎓から四五〇㎓までの周波数において毎メートル三〇〇マイクロボルト

(二) 五二六・五㎓から一、六〇六・五㎓までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト

(7) 前号の(6)に掲げる条件

三 一般搬送式デジタル伝送装置

(1) 搬送波出力は、次のとおりであること。

(一) 搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、一〇㎓幅の搬送出力の定格値が一〇ミリワット以下（拡散範囲が一〇㎓から二〇〇㎓までのものは、三〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における一〇㎓幅の搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(2) 搬送波の周波数が一〇㎓から四五〇㎓までの範囲にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇㎓から四五〇㎓までの範囲にあること。

(3) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度は、次のとおりであること。

(一) 搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、

- たことを確認した後に行うこと。ただし、応答信号を送信する場合又は自動再送信（応答がない相手に対し、引き続き繰り返して自動的に行う送信をいう。以下同じ。）を行う場合は、この限りでない。
- (二) 自動再送信を行う場合にあっては、その回数は七回以内であること。

- (4) 第一号の(7)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件

四 広帯域電力線搬送通信設備

- (1) 搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。

スプリアス発射の強度が搬送波出力より四三デシベル以上低いこと。

- (二) (一)に規定する搬送波の変調方式以外の変調方式のものは、その設備の出力端子に誘起する高周波電圧（総務大臣が別に告示する測定器によつて測定したものに限る。）が、次に掲げる値以下であること。

ア 四五〇MHzを超え五MHz以下の周波数において五六デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

イ 五MHzを超え三〇MHz以下の周波数において六〇デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

- (4) 設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 一〇MHzから四五〇MHzまでの周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト（搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、三〇〇マイクロボルト）

(二) 五二六・五MHzから一、六〇六・五MHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト

- (5) 第一号の(6)に掲げる条件

四 特別搬送式デジタル伝送装置

- (1) 搬送波出力は、次のとおりであること。

(一) 搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、一〇MHzの搬送出力の定格値が一〇ミリワット以下（拡散範囲が一〇MHzから二〇〇MHzまでのものは、三〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に收容されている場合は、(三)の規定は、適用しない。

(一) 通信状態における電力線への伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値(一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎒以上五〇〇㎒未満	三六デシベルから二六デシベルまで ※	二六デシベルから一六デシベルまで ※
五〇〇㎒以上二㎒以下	二六デシベル	一六デシベル
二㎒を超え一五㎒未満	二〇デシベル(屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、三〇デシベル)	一〇デシベル(屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、二〇デシベル)
一五㎒以上三〇㎒以下	一〇デシベル(屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、	〇デシベル(屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、

態における一〇㎒幅の搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(2) (二) スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下(搬送波の周波数が一一五㎒又は一三二㎒であり、搬送波の変調方式が位相変調のものは、三五〇ミリワット以下)であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。
最大送信時間が〇・七秒以下であること。

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二〇デシベル) 一〇デシベル)

(二) 非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇Hz以上五〇〇Hz未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇Hz以上五kHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五kHzを超え三〇kHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三) 通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇Hz以上五〇〇Hz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで ※	三〇デシベルから二〇デシベルまで ※
五〇〇Hz以上三〇kHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四) 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値(毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。)
三〇MHz以上二二〇MHz以下	三〇デシベル
二二〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

(2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

五 誘導式読み書き通信設備

- (1) 搬送波の周波数が一三・五六MHzであること。
- (2) 搬送波の周波数の許容偏差は、百万分の五〇以内であること。
- (3) 第一号の(7)に掲げる条件
- (4) 屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

五 広帯域電力線搬送通信設備

- (1) 搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。
 - (一) 通信状態における伝導妨害波の電流
- (3) 次に掲げる高周波電流の送信に関する機能を備えていること。
 - (一) 送信を行う場合は、二五ミリ秒の間に高周波電流を受信しなかったことを確認した後に行うこと。ただし、応答信号を送信する場合は自動再送信(応答がない相手に対し、引き続き繰り返し自動的に再送信を行う場合、以下同じ。)を行う場合は、この限りでない。
 - (二) 自動再送信を行う場合にあつては、その回数は七回以内であること。
- (4) 第一号の(6)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
	準尖頭値

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	三六デシベルから二六デシベルまで ※	二六デシベルから一六デシベルまで ※
------------------	--------------------	--------------------

五〇〇kHz以上二MHz以下	二六デシベル	一六デシベル
----------------	--------	--------

二MHzを超え一五MHz未満	三〇デシベル	二〇デシベル
----------------	--------	--------

一五MHz以上三〇MHz以下	二〇デシベル	一〇デシベル
----------------	--------	--------

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二)

非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準尖頭値

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
------------------	--------------------	--------------------

五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
----------------	--------	--------

五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル
----------------	--------	--------

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三)

放射妨害波の電界強度

- (3) 漏えい電界強度が当該設備から一〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。
- (一) 一三・五五三㎐以上一三・五六七㎐以下の周波数において毎メートル四七・五四四ミリボルト
- (二) 一三・四一㎐以上一三・五五三㎐未満又は一三・五六七㎐を超え一三・七一㎐以下の周波数において毎メートル一・〇六一ミリボルト
- (三) 一三・一一㎐以上一三・四一㎐未満又は一三・七一㎐を超え一四・〇一㎐以下の周波数において毎メートル三・一六マイクロボルト
- (四) (一)から(三)までに掲げる周波数以外の周波数（高調波及び低調波に係るものを除く。）において毎メートル一五〇マイクロボルト
- (4) 高調波又は低調波による高周波出力は、五〇マイクロワット以下であること。
- (5) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される六分間平均での電波の強度が、次に掲げる値を超えないよう措置されていること。
- (一) 電界強度が毎メートル六〇・七七ボルト
- (二) 磁界強度が毎メートル〇・一六アンペア
- (6) 第一号の(7)に掲げる条件
- 六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー
- (1) 利用周波数が一〇㎐から五〇㎐までの範囲にあること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎐以上三三〇㎐以下	三〇デシベル
二二〇㎐を超え一、〇〇〇㎐以下	三七デシベル

- (3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

- (4) 第一号の(6)に掲げる条件
- (5) 筐体の見やすい箇所、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。
- 六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー
- (1) 利用周波数が一〇㎐から五〇㎐までの範囲にあること。

(2) 高周波出力の定格値が五キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度がその設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト

(二) 五二六・五㎐から一、六〇六・五㎐までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数(無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数(以下「ISM用周波数」という。)を除く。)において毎メートル $\sqrt{20P}$ (Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、二キロワットを超えるものにあつては二、〇〇〇とする。)マイクロボルト

(4) 第一号の(7)に掲げる条件

七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1) 利用周波数が二〇・〇五㎐から一〇〇㎐までの範囲にあること。

(2) 高周波出力の定格値が三キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3) 第一号の(7)及び前号の(3)に掲げる条件

八 無電極放電ランプ

(1) 利用周波数が一一〇㎐から一七五㎐まで、二〇〇㎐から三〇〇㎐まで、四五〇㎐から四九〇㎐まで、二・二㎐から三㎐まで又は一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲にあること。

(2) 高周波出力の定格値が五キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度がその設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト

(二) 五二六・五㎐から一、六〇六・五㎐までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数(無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数(以下「ISM用周波数」という。)を除く。)において毎メートル $\sqrt{20P}$ (Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、二キロワットを超えるものにあつては二、〇〇〇とする。)マイクロボルト

(4) 第一号の(6)に掲げる条件

七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1) 利用周波数が二〇・〇五㎐から一〇〇㎐までの範囲にあること。

(2) 高周波出力の定格値が三キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3) 第一号の(6)及び前号の(3)に掲げる条件

八 無電極放電ランプ

(1) 利用周波数が一一〇㎐から一七五㎐まで、二〇〇㎐から三〇〇㎐まで、四五〇㎐から四九〇㎐まで、二・二㎐から三㎐まで又は一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲にあること。

- (2) 高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三から一三・五六七までの範囲のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

- (3) スプリアス発射による漏えい電界強度が当該設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること（利用周波数が一三・五五三から一三・五六七までの範囲のものに限る。）

- (一) 五二六・五から一、六〇六・五までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

- (二) (一)に掲げる周波数以外の周波数（ISM用周波数を除く。）において毎メートル一〇〇マイクロボルト

- (4) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の許容値は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三から一三・五六七までの範囲のものを除く。）。

- (一) 電源端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一〇kHz以上五〇kHz未満	一一〇デシベル	/
満	/	/
五〇kHz以上一五〇kHz未満	九〇デシベルから八〇デシベルまで ※	/
未満	〇デシベルまで ※	/
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHzを超え二・五一kHz以下	五六デシベル	四六デシベル

- (2) 高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三から一三・五六七までの範囲のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

- (3) スプリアス発射による漏えい電界強度が当該設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること（利用周波数が一三・五五三から一三・五六七までの範囲のものに限る。）

- (一) 五二六・五から一、六〇六・五までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

- (二) (一)に掲げる周波数以外の周波数（ISM用周波数を除く。）において毎メートル一〇〇マイクロボルト

- (4) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の許容値は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三から一三・五六七までの範囲のものを除く。）。

- (一) 電源端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一〇kHz以上五〇kHz未満	一一〇デシベル	/
満	/	/
五〇kHz以上一五〇kHz未満	九〇デシベルから八〇デシベルまで ※	/
未満	〇デシベルまで ※	/
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHzを超え二・五一kHz以下	五六デシベル	四六デシベル

二・五一MHzを超え三MHz未満	七三デシベル	六三デシベル
三MHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル
下		

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 負荷端子及び制御端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇MHz以上五〇〇MHz未満	八〇デシベル	七〇デシベル
五〇〇MHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

(三) 放射妨害波の磁界強度

周波数帯	ループアンテナの直径ごとの許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	直径二メートル	直径三メートル	直径四メートル
一〇MHz以上七〇MHz未満	八八デシベル	八一デシベル	七五デシベル
七〇MHz以上一五〇MHz未満	八八デシベルか ら五八デシベル	八一デシベルか ら五一デシベル	七五デシベルか ら四五デシベル
満	まで(1)	まで(1)	まで(1)
一五〇MHz以上二・二MHz	五八デシベルか ら二六デシベル	五一デシベルか ら二二デシベル	四五デシベルか ら一六デシベル

二・五一MHzを超え三MHz未満	七三デシベル	六三デシベル
三MHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル
下		

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 負荷端子及び制御端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇MHz以上五〇〇MHz未満	八〇デシベル	七〇デシベル
五〇〇MHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

(三) 放射妨害波の磁界強度

周波数帯	ループアンテナの直径ごとの許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	直径二メートル	直径三メートル	直径四メートル
一〇MHz以上七〇MHz未満	八八デシベル	八一デシベル	七五デシベル
七〇MHz以上一五〇MHz未満	八八デシベルか ら五八デシベル	八一デシベルか ら五一デシベル	七五デシベルか ら四五デシベル
満	まで(1)	まで(1)	まで(1)
一五〇MHz以上二・二MHz	五八デシベルか ら二六デシベル	五一デシベルか ら二二デシベル	四五デシベルか ら一六デシベル

以下	まで (1)	まで (1)	まで (1)
二・二呎を 超え三呎未 満	五八デシベル	五一デシベル	四五デシベル
三呎以上三 〇呎以下	二二デシベル	一五デシベルか ら一六デシベル まで (2)	九デシベルから 一二デシベルま で (2)

注一 最大となる長さが、一・六メートル以内の機器には直径二メートルの、一・六メートルを超え二・六メートル以内の機器には直径三メートルの、二・六メートルを超え三・六メートル以内の機器には直径四メートルのループアンテナをそれぞれ使用することとする。

- 二 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。
- 三 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。
- 四 無電極放電ランプ（利用周波数が一一〇呎から一五〇呎までの範囲のものに限る。）については、一一〇呎以上一五〇呎未満の周波数帯における許容値は、この表に規定する値に、それぞれ三〇デシベルを加えたものとする。

(四)

周波数帯	許容値（一ピコワットを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇呎以上三〇〇呎	四五デシベルから五	三五デシベルから四
以下	五デシベルまで (1)	五デシベルまで (1)

(四)

以下	まで (1)	まで (1)	まで (1)
二・二呎を 超え三呎未 満	五八デシベル	五一デシベル	四五デシベル
三呎以上三 〇呎以下	二二デシベル	一五デシベルか ら一六デシベル まで (2)	九デシベルから 一二デシベルま で (2)

注一 最大となる長さが、一・六メートル以内の機器には直径二メートルの、一・六メートルを超え二・六メートル以内の機器には直径三メートルの、二・六メートルを超え三・六メートル以内の機器には直径四メートルのループアンテナをそれぞれ使用することとする。

- 二 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。
- 三 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。
- 四 無電極放電ランプ（利用周波数が一一〇呎から一五〇呎までの範囲のものに限る。）については、一一〇呎以上一五〇呎未満の周波数帯における許容値は、この表に規定する値に、それぞれ三〇デシベルを加えたものとする。

妨害波電力

周波数帯	許容値（一ピコワットを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇呎以上三〇〇呎	四五デシベルから五	三五デシベルから四
以下	五デシベルまで (1)	五デシベルまで (1)

注 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

(5) (4)に掲げる妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(6) 第一号の(7)に掲げる条件

2 総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。

一 型式名

二 指定番号

三 製造業者等の氏名又は名称

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一 搬送式インターホン及び一般搬送式デジタル伝送装置

(1) 接続図

(2) 外観

(3) 漏えい電界強度の設計値

(4) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度の設計値

二 特別搬送式デジタル伝送装置

(1) 前号の(1)から(4)までに掲げる事項

注 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

(5) (4)に掲げる妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(6) 第一号の(6)に掲げる条件

2 総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。

一 型式名

二 指定番号

三 製造業者等の氏名又は名称

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一 誘導式読み書き通信設備

(1) 接続図

(2) 外観

(3) 電波の強度に対する安全施設の状態

(4) 漏えい電界強度の設計値

(5) 高調波及び低調波による高周波出力の設計値

二 搬送式インターホン及び一般搬送式デジタル伝送装置

(1) 前号の(1)、(2)及び(4)に掲げる事項

- (2) 高周波電流の送信に関する機能
- (3) 最大送信時間の設計値

三 広帯域電力線搬送通信設備

- (1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
- (2) 搬送波の周波数(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲とする。)の設計値
- (3) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の設計値

四 誘導式読み書き通信設備

- (1) 第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
- (2) 電波の強度に対する安全施設の状態
- (3) 高調波及び低調波による高周波出力の設計値

五 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 第一号の(1)に掲げる事項
- (2) 外観及び構造
- (3) 発振の方式
- (4) 振動子の種類及び型名(電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械を除く。)
- (5) 利用周波数及び周波数変動幅の設計値
- (6) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

六 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
- (2) スプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

- (2) 設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度の設計値

三 特別搬送式デジタル伝送装置

- (1) 第一号の(1)、(2)及び(4)並びに前号の(2)に掲げる事項
- (2) 送信に関する機能

- (3) 最大送信時間の設計値

四 広帯域電力線搬送通信設備

- (1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
- (2) 搬送波の周波数(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲とする。)の設計値
- (3) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の設計値

五 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 第一号の(1)に掲げる事項
- (2) 発信の方式
- (3) 利用周波数及び周波数変動幅の設計値
- (4) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値
- (5) 振動子の種類及び型名(電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプを除く。)
- (6) 外観及び構造

六 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(6)に掲げる事項
- (2) スプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

- (3) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の設計値
- 2 総務大臣は、前項に規定する変更の承認に係る申請があつた場合において、前条第一項各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請について承認を行うとともに、その旨を指定を受けた者に通知する。

- 3 第四十六条の規定は、第一項に規定する承認の申請に準用する。
- 4 指定を受けた者が氏名又は名称を変更したときは、速やかに総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 5 総務大臣は、前項の届書を受理したときは、その変更の事項を告示するものとする。

(資料の提出等)

第四十六条の六 総務大臣は、第四十六条から前条までの規定の施行に關し必要があると認めるときは、第四十六条第一項の規定により申請書を提出した者又は指定を受けた者に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は実地に調査することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る法第百条第一項の許可並びに施行規則第四十四条第一項第一号の(1)の指定及び施行規則第四十六条の三第一項の承認は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の施行規則、免

- (3) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の設計値
- 2 総務大臣は、前項に規定する変更の承認に係る申請があつた場合において、前条第一項各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請について承認を行うとともに、その旨を指定を受けた者に通知する。

- 3 第四十六条の規定は、第一項に規定する承認の申請に準用する。
- 4 指定を受けた者が氏名又は名称を変更したときは、速やかに総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 5 総務大臣は、前項の届書を受理したときは、その変更の事項を告示するものとする。

(資料の提出等)

第四十六条の六 総務大臣は、前五条の規定の施行に關し必要があると認めるときは、第四十六条第一項の規定により申請書を提出した者又は指定を受けた者に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は実地に調査することがある。

許手続規則及び設備規則の規定の例により行うことができる。

3 この省令による改正前の施行規則第四十四条第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る施行規則第四十四条第一号の(1)の指定は、この省令の施行前に製造された当該指定に係る広帯域電力線搬送通信設備に限り、なお効力を有する。

4 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の免許手続規則別表第六号の第3の様式によりされている高周波利用設備の設置許可の申請の取扱いについては、改正後の免許手続規則別表第六号の第3で定める様式にかかわらず、なお従前の例による。